

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（機械設備）追加特約書</p> <p>平成 20 年 2 月 22 日 08 - 制度 - 00008 沿革（略） <u>平成 28 年 3 月 9 日 一部改正</u></p> <p>と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（以下「特約書」という。）の追加特約を下記のとおり締結する。</p> <p>記</p>	<p>貿易一般保険包括保険（機械設備）追加特約書</p> <p>平成 20 年 2 月 22 日 08 - 制度 - 00008 沿革（略）</p> <p>と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（以下「特約書」という。）の追加特約を下記のとおり締結する。</p> <p>記</p>	
<p><b>（対象契約から除外する契約）</b> 第 1 条 別紙 1 から の I. に規定する一の契約については、特約書第 1 条の規定にかかわらず、対象契約から除外する。</p>	<p><b>（対象契約から除外する契約）</b> 第 1 条 別紙 1 から の I に規定する一の契約については、特約書第 1 条の規定にかかわらず、対象契約から除外する。</p>	
<p>第 2 条（略）</p>	<p>第 2 条（略）</p>	
<p><b>（対象契約に含まれる仲介貿易契約の追加）</b> 第 3 条 輸出者等ごとに別紙 1 から の II. に規定する仲介貿易契約については、特約書第 1 条の規定にかかわらず、対象契約に含むものとする。</p>	<p><b>（対象契約に含まれる仲介貿易契約の追加）</b> 第 3 条 輸出者等ごとに別紙 1 から の II に規定する仲介貿易契約については、特約書第 1 条の規定にかかわらず、対象契約に含むものとする。</p>	
<p>第 4 条（略）</p>	<p>第 4 条（略）</p>	
<p><b>（保険責任開始日及び保険料に関する特約の適用）</b> <u>第 5 条 輸出者等ごとに別紙 1 から の III. に規定する対象契約については、III. に記載の保険責任開始日及び保険料に関する特約を適用するものとする。</u></p>		

新	旧	備考
<p>上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。</u></p>	<p>上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p>	
<p style="text-align: right;">（別紙）</p> <p>特約書第1条に規定する輸出者等が である場合。</p> <p>I. ～ II. （略）</p>	<p style="text-align: right;">（別紙）</p> <p>特約書第1条に規定する輸出者等が である場合。</p> <p>I. ～ II. （略）</p>	
<p><u>III. 追加特約書第5条（保険責任開始日及び保険料に関する特約の適用）関係</u></p> <p><u>次の各号（※1）のすべてに該当する対象契約について、以下に記載の保険責任開始日及び保険料に関する特約を適用する。</u></p> <p><u>一 一の契約に技術提供契約が含まれる場合であって、当該一の契約の契約金額が 億円（※2）以上</u></p> <p><u>二 一の契約の契約金額のうち、技術提供契約に係る代金等の額の割合が %（※3）以上</u></p> <p><u>三 輸出契約及び仲介貿易契約に係る代金等の額のうち、マイルストーンペイメント及びプログレスペイメントにより決済される代金等の額（ただし、船積実行日をマイルストーンとして決済される代金等の額を除く。）の割合が %（※3）以上</u></p> <p><u>四 フルターンキー契約その他の設備の建設工事の請負契約</u></p> <p><u>（※1）第1号から第4号を任意に選択。</u></p> <p><u>（※2）10億円以上の任意の額を設定。</u></p> <p><u>（※3）任意の割合を設定。</u></p>		

新	旧	備考
<p><u>(保険責任開始日及び保険料に関する特約)</u></p> <p><u>(保険責任開始日)</u></p> <p><u>第1条 対象契約に係る貿易一般保険約款（以下「約款」という。）</u>  <u>第3条第2号のてん補危険の保険責任の開始日は、約款第11条</u>  <u>第1項第2号の規定にかかわらず、輸出貨物等の代金等の額が当</u>  <u>該契約の当事者間で確認された日とする。</u></p>		
<p><u>(保険料)</u></p> <p><u>第2条 対象契約に係る特約書第7条に規定する金額のうち、約款</u>  <u>第3条第2号のてん補危険に係る保険料は、次の規定により算出</u>  <u>した金額とする。</u></p> <p>一 <u>約款第3条第2号のてん補危険に係る保険料の計算に際し</u>  <u>て、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2</u>  <u>日 04 - 制度 - 00034）Ⅱ [1] 2 (1) ④の規定に基づいて準</u>  <u>用する同規程Ⅱ [1] 1 (1) ② (ii) に規定するXは、輸出契約</u>  <u>及び仲介貿易契約に係る代金等の額が当該契約の当事者間で</u>  <u>確認された日から当該代金等の決済予定日までの日数（当該日</u>  <u>数が30日未満の場合は30日。以下「追加特約船積後日数」と</u>  <u>いう。）とし、同規程Ⅱ [1] 2 (2) ② (iii) に規定する算式中「船</u>  <u>積後期間の日数」とあるのは「追加特約船積後日数」とする。</u></p>		
<p>(別紙A) ~ (別紙B) (略)</p>	<p>(別紙A) ~ (別紙B) (略)</p>	